

## [事案 2019-98] 転換契約無効請求

・令和2年2月22日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、一部転換を取消し、転換後契約を保険料月払の新契約で成立したものと扱うことを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成3年11月に契約した終身保険（契約①）について、平成30年11月に一部転換し利率変動型積立保険（契約②）を契約したが、以下の理由により、一部転換を取消して契約①を復活し、また、年払となっている契約②を月払の新契約で成立したものにしてほしい。

- (1)募集人から、契約①の保険金500万円の半分である250万円を「運用」して、契約②の保険料に充当すると説明されたにもかかわらず、保険証券を見ると、250万円ではなく約134万円であった。
- (2)募集人は、説明に当たり転換という言葉は一切用いなかったし、使用した設計書では保障内容が記載されているページのみを開いて説明し、転換について記載されているページを開くことはなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の主張する250万円は保険金額であり、約134万円は転換価格なので、同列に論じることができない。
- (2)説明時、「運用」という言葉は使っていないし、一部転換について、設計書を使い適切に説明した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者並びに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張等は認められないものの、以下の理由により本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続きを終了した。

- (1)募集人は、一部転換の説明に当たって、転換ないし一部転換制度という見出しのある設計書を使用したものの、転換という言葉は一切使わずに説明したとし、そのことは申立人らの主張と一致する。
- (2)設計書に沿って説明をする際は、転換という制度を紹介したうえで、説明相手の理解度を把握しながら、より易しい言葉で言い換えていくという手法を採る方が、保険の専門家でない申立人らにとっては、より親切であった。